

議 案 名	富士見市安全安心なまちづくり防犯条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	安全安心なまちづくりに関する計画を審議会に諮るため、富士見市安全安心なまちづくり防犯条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	(1) 安全安心なまちづくりに関する計画を「富士見市安全安心なまちづくり・犯罪被害者等支援審議会」（6月議会上程）に諮るため、富士見市安全安心なまちづくり防犯条例の一部を改正するものです。 (推進計画の策定等) 第8条第3項を別紙のとおり改めます。
施 行 日	令和6年7月1日

富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（平成19年条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(推進計画の策定等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ<u>審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(推進計画の策定等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ<u>市民等</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>